

障害者を雇用しなければならない
対象事業主の範囲が
従業員40人以上から37.5人以上
に広がりました

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の 法定雇用率	2.5%	2.7%
対象となる企業の規模	40人以上規模	37.5人以上規模 *

* 除外率の設定業種の場合は裏面のとおり

法定雇用率が2.7%に上がると、何人の障害者を雇用する必要があるか計算してみよう！

① 常用労働者数

人

② 短時間労働者数×0.5

人

③ 対象となる企業の規模（①＋②）

人

除外率の設定業種*の場合

③に除外率を掛けます(端数切捨て)

④ ③×2.7%(端数切捨て)

人

法定雇用率達成に必要な雇用障害者数

【お問合せ】
埼玉県産業労働部 就業支援課 障害者・若年者支援担当
電話 048-830-4536（直通）
E-mail:a4510-10@pref.saitama.lg.jp



雇用障害者の算定方法

障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度では、雇用する障害者の数を、下表のように算定します。

週所定労働時間		30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者		1人	0.5人	—
	重度	2人	1人	0.5人
知的障害者		1人	0.5人	—
	重度	2人	1人	0.5人
精神障害者		1人	1人	0.5人

除外率

障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種	除外率	対象となる企業の規模	
		R8.6まで	R8.7から
・非鉄金属第一次製錬精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%	42人以上	38.5人以上
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む。）	10%	44人以上	41.5人以上
・港湾運送業 ・警備業	15%	46人以上	43.5人以上
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%	49人以上	46.5人以上
・林業（狩猟業を除く。）	25%	53人以上	49.5人以上
・金属鉱業 ・児童福祉業	30%	56人以上	52.5人以上
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%	61人以上	56.5人以上
・石炭・亜炭鉱業	40%	66人以上	61.5人以上
・道路旅客運送業 ・小学校	45%	72人以上	67.5人以上
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%	79人以上	74.5人以上
・船員等による船舶運航等の事業	70%	132人以上	123.5人以上

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、
企業の障害者雇用を全力でサポートしています！

雇用開拓

● 雇用開拓員の企業訪問

- ・ 障害者の法定雇用率が未達成の企業を訪問し障害者雇用のメリットをご説明します。

● 障害者雇用制度の紹介

- ・ 障害者雇用制度の仕組みや各種助成制度についてご説明します。
- ・ サポートセンターの支援内容をご紹介します。

企業支援

● 障害者雇用の支援

- ・ 企業を訪問し、専門な助言や提案をします。
- ・ 障害者の短期雇用体験実習生の受入れを提案します。

障害者雇用ヘルプデスク

こようをつないで

☎ 0120-540-271

具体的な雇用の御相談に
専門スタッフがご答えします。

定着支援

● ジョブコーチの派遣

- ・ 障害者が職場に適應できるよう、一定期間ジョブコーチを派遣して、障害者の支援と企業への助言を行います。

● 職場定着支援

- ・ 地域の支援機関と協働して、障害者が安心して長く働けるよう支援を行います。

雇用に適した仕事を
提案します

雇用体験が
できます